

大阪府グリーン調達方針の改定 概要

◆ 大阪府グリーン調達方針の策定根拠

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称“グリーン購入法”）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（通称“環境配慮契約法”）

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

○ 大阪府循環型社会形成推進条例

第十三条 ～ 第一項省略 ～

2 知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。

◆平成30年2月9日に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に準じ、商品等の流通状況や地域性などを考慮して「大阪府グリーン調達方針」の見直しを行う。

◆主な変更点

（1）品目の追加

○木材・プラスチック再生複合材製品（公共工事に追加）

○加煙試験（役務に追加）

○タイルカーペット洗浄（役務に追加）

（2）省エネルギー、地球温暖化防止に係る基準の見直し

○蛍光灯照明器具

・品目削除

○LED 照明器具

・固有エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直し

・投光器及び防犯灯を対象に追加

○電球形状のランプ

・ランプ効率に係る判断の基準等の見直し

・電球形蛍光灯ランプ及び電球形 LED 以外の電球を対象から除外

○自動車

・ガソリン自動車及びLPガス自動車に係る排出ガス基準値の見直し(WLTCモード又はJC08モード)

・ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係る燃費基準の見直し（小型バスを除く）

◆変更の概要

分野名 品目名	変更概要 (★：判断基準 ○：配慮事項 ※：その他の事項)
納入印刷物	※ 合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ※ 平成18年4月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
紙類	※ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※ 平成18年4月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
文具類 クラフトテープ、両面粘着紙テープ、ファイル、バインダー、つづりひも、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、タックラベル、インデックス、付箋紙 けい紙、起案用紙、ノート	※ 合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ※ 平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正 ○ バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用 ○ バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用 ★ 塗工されているものに係る判断の基準の見直し（塗工されている印刷用紙の基準を適用）
オフィス家具等 棚、収納用什器（棚以外）	※ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※ 平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正 ★ 単一素材分解可能率を85%以上から90%以上に引き上げ
画像機器等 プロジェクタ トナーカートリッジ、インクカートリッジ	※ 固体光源の製品について、製品本体重量に係る判断の基準の緩和措置の設定 ※ 有害化学物質に係る備考の修正（REACH 規則への整合）
電子計算機等 記録用メディア	※合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ※平成18年4月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
家電製品 テレビジョン受信機 電気便座	★ 受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長 ★ 温水洗浄便座について、基準エネルギー消費効率の見直し
エアコンディショナー等 エアコンディショナー	★ 業務用エアコンについて、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数の基準を適用（750以下）

照明		
	蛍光灯照明器具	品目削除
	LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ★ 固有エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直し ★ 投光器及び防犯灯を対象に追加
	電球形状のランプ	<ul style="list-style-type: none"> ★ ランプ効率に係る判断の基準等の見直し(省エネ法トップランナー基準の適用製品及び適用製品以外で区分) ★ 電球形蛍光ランプ及び電球形 LED 以外の電球を対象から除外
自動車		
		<ul style="list-style-type: none"> ★ ガソリン自動車及びLPガス自動車に係る排出ガス基準値の見直し(WLTCモード又はJC08モード) ★ ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係る燃費基準の見直し(小型バスを除く) ○ 配慮事項の削除(鉛の使用量の削減、アイドリングストップ設計) ※ バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)の積極的利用について備考に記載
制服・作業服		
	帽子	<ul style="list-style-type: none"> ★ 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加 ○ 配慮事項の見直し(付属品等への竹繊維の利用)
インテリア・寝装寝具		
	カーテン、布製ブラインド	※ バイオベース合成ポリマー含有率の適用について、1年間の経過措置の延長
	ベッドフレーム	<ul style="list-style-type: none"> ★ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ★ 平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
作業手袋		
	作業手袋	★ 未利用繊維に係る判断の基準を追加
その他繊維製品		
	集会用テント	★ 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
設備		
	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ★ 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価を判断の基準に追加 ○ 使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等
	太陽熱利用システム	○ 使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等
	日射調整フィルム	※ 備考の追記(年間を通じた環境負荷に関する情報の開示)
災害備蓄用品		
	缶詰	品目削除
公共工事		
	資 材 問伐材	★ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正

製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、フローリング、パーティクルボード、繊維版、木質系セメント板	<ul style="list-style-type: none"> ★ 合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ★ 平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
木材・プラスチック再生複合材製品	品目追加
合板型枠	<ul style="list-style-type: none"> ★ 合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記
役務	
食堂	○ 食品廃棄物削減のため提供する料理の量の調節を配慮事項に追加
加煙試験	品目追加
清掃	※備考の追記（床維持剤の剥離洗浄廃液の適正処理）
タイルカーペット洗浄	品目追加
輸配送	<ul style="list-style-type: none"> ★ 環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等 ○ 再配達削減のための取組について配慮事項に追加
旅客輸送、引越し輸送	★ 環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等
飲料自動販売機設置	※ カップ式自動販売機のフロン類の不使用に係る経過措置を削除